５．２　情報登録の流れ

システムへアクセス

建設副産物情報交換システムへインターネットからアクセスしてください。

↓

新規で処理事業所情報･業許可情報を登録する

（１）新規で処理事業所情報を登録する

（２）新規で業許可情報を登録する

↓

新規で処理施設情報を登録する

事業所で取り扱っている再資源化施設、または処分場の情報を登録する

↓

受入料金を登録する

各施設の再生材の受入料金を登録する

↓

販売料金を登録する

各施設の再生材の販売料金を登録する

↓

満空状況を登録する

各施設で２ヶ月先までの再生材受入可否情報を登録する

↓

供給予定を登録する

各施設で２ヶ月先までの再生材供給予定情報を登録する

↓

各営業情報の新規登録･更新･削除を行う

各施設で営業情報の新規登録・更新・削除を行うことによって処理施設情報を最新の状態で、公共工事発注者・排出事業者へ公開します